

横浜市役所

『神奈川県写真帳』から

挙区に大岡町・蒔田町、第三選挙区に弘明寺町・井戸ヶ谷町、第四選挙区に新浦島町・千若町・子安町、第五選挙区に滝頭

町・磯子町・岡村町・堀内町をくわえることにあった。この選挙区条例改正案は、一八九八（明治三十一年）年に全市を三区にわけてはじめて条例を制定して以来、一九〇一年の改正につぐ大きな改正案となった。ところが、この改正案が市会に上程され、市当局の説明がおわると、山田福三郎・矢野祐義・戸井嘉作・斉藤忠太郎の四議員から選挙区条例を廃止し、三級議員の選挙の便宜をはかるための選挙分会を設置せよという建議案がだされたのである。この建議案には、市会定員四十八名の過半数をこえる中村房次郎以下二十二名が賛成していた。そのほとんどが刷新派の議員である（『横浜市史』第五卷上）。

この建議案の説明にたつた山田福三郎は、商工業都市横浜の発展をはかっていくためには、市会議員も各方面から有為の人材を選出して一致協力していかなければならないと述べて、「横浜と云ふものは日本の横浜ではない、世界の横浜である」ことを強調し、商人派・地主派、関内・関外というような小さい「地方的の観念」「旧思想」を捨てざるべきであると論じた。そのために選挙区を廃止せよというのである。山田は、選挙区を廃止すれば第一に有為の人材を選ぶことができ、とりわけ

医師・弁護士をはじめ各種同業組合などの代表を選出できること、第二に、各等級の選挙権者の納税額が選挙区によって不統一で公平さを欠いているが、それを是正できること、第三に、選挙区を廃止すると、一級・二級の有権者が現在の一区に集中するために、他の区域の利益を公平に代表できないという意見があるが、一級選挙人、一級議員は、一地区だけの利害を代表するものではないこと、工業が発達すれば、三区・四区にも一級選挙人が生まれると説いていた。

市会議員選挙に一種の大選挙区制を導入しようとする構想は、商業都市として、また、工業都市としての道を一気にたどろうとする横浜市の政治改革の一つとして新しい試みであった。しかし、この建議案にたいして政友会の赤尾彦作は、選挙区を撤廃すれば、横浜の繁栄が可能になるというがその具体的理由を示せとくいきがりながら、この案は、ある一派の富豪が自分の野心から「横浜市を自己の専有物」とするためにくだたものであること、人口稠密の都市を構成している各地区・各方面・各階級のそれぞれ人情風俗を異にしている市民の意向を代表する議員の選出が不可能になること、関内在住の少数の富豪が談合すれば、市会議員定数の三分の一の一級議員十六名を思うままに選出しようこと、さらに、関内の二級有権者の示し合わせにより関内だけで市会議員の定員の半分を選出することができる、と反論した。また、山崎小三議員も、大選挙区制はそれ自体には賛成であるが、階級制の選挙であることを考えると反対せざるをえないし、「公共心のとほしい富豪」が専横をきわめることによって「中級の市民」は寒心にたえないと反対意見を述べた（『横浜市史』第五巻上）。

工業化のなかの自治 このような議論をかわしながら、建議案は二十六名の賛成をえて可決にもちこんだ。そして、賛成議員たちは、市当局の提出した選挙区条例改正案を審議延期とし、市長が選挙区撤廃案を提出するのを期待していた。

横浜市の市会議員の選挙区撤廃の可否をめぐる論議は、京浜工業地帯を形づくっていく工業化のなかでの市の発展と自治のありかたを中心にすえてくりひろげられていた。賛成派の戸井嘉作の「横浜市をうって一団」とすべきであり、「横浜市を

平等に発展」させるといふ論拠も、選挙区を撤廃すると地域の特性を生かすことができなくなり、したがって「自治を円満に料理」できなくなると反対論をうつ赤尾彦作の場合でも、「大なる横浜」をどうもっていったらよいかということにかかっていた。

ところで、この問題は、実際には十月十日の次期市会で荒川義太郎が選挙区条例の原案を維持し、撤回をこばむことよっていちじるしく大きな政治問題となった。そして、斉藤松三助役も横浜市の納税者約三万千名のうち、選挙権をもたない非公民一万九千四百余名にいくぶんの安心と満足をあたえていく便法として、貧富の調和をはかるには選挙区をおかざるをえないと論じていた。斉藤助役は選挙区を撤廃すれば「富者と貧者との関係」はますます調和を欠いて選挙運動を激烈にし、選挙費用もかさみ、市政に有用な人間は議員になることを避けるようになり、市政のうえにプラスにならないと選挙区条例廃止論に対決するかまえをみせた。

市当局が撤回をこばんだこの選挙区条例改正案は、審議の結果二十四名の反対により廃案となった。そして、横浜市条例第七号、すなわち、選挙区条例廃止の議案と三級選挙のために四つの選挙分会を設ける議案も、選挙区撤廃に反対する十七人の議員の退席により、二十七名の議員全体の起立で可決されたのである（『横浜市史』第五巻上）。ところが、可決された選挙区撤廃は許可にならず、そのために大きな政治問題になっていった。

市会の決定をくつがえすこの措置は市長の一存ではなく、ときの内相原敬の政治的思惑によつていた。というのは、この間、原敬は横浜市の選挙区問題について、『日記』のなかでこうしたためていたのである。すなわち、横浜市の大選挙区制は、刷新派の運動によって成立する状況にあり、そのため原は神奈川県知事に人口十万人以上の市ではこのような事例はなく、もしそうなれば認可の妨げになるかもしれないと注意し、同様のことを荒川市長や原富太郎にも伝えていた。そして、十月十三

日、大島知事が原のもとをおとずれて大選挙区についてすでに政友・刷新両派の妥協が成立して、このことを市長と市参事会に発案済であると報告し、原もそのなりゆきにまかせることとしていたが、しかし、内心は「大選挙区案成立せば、他日必らず市の権利は中流已下に取りられて上流は困難することならんと思はる」と反対していたのである（『原敬日記』大正二年十月十三日）。原は、横浜市の選挙区問題の動きについては、すでに赤尾ら政友派議員の連絡によってこの経過を承知していたのである。たとえば、一九一三（大正二）年十月九日付の『日記』をみると、原は全市を一選挙区にしようとする刷新派の思惑は「之を以て選挙を壟断せんと企てた」ものであると書きとめ、若尾・赤尾らが陳情にきて、選挙事情のほかに法律問題があることもしたためていた。

横浜市で大選挙区制を実現することに原が懸念をいだいていたのは、市会で斉藤助役が主張していたことがらと一脈あいつうずるが、横浜市の政治の実権が中流階級以下の社会階層によって左右される恐れをみてとっていたことである。しかもすでに、大正政変・憲政擁護運動のなかで民衆も一役買っており、横浜においても刷新派が政友会に対抗するかたちで護憲運動をくりひろげていたし、深刻な不景気のなかで営業税などの廃止を求める運動もひろく商工業者の間にしみわたったりつあった（通史編 4 近代・現代(1)）。それだけに、選挙区の撤廃は原たちにとってみれば、みのがすことのできない問題となっていた。こうしたなかで、一時大島知事は横浜市の実情にかんがみ、選挙区の撤廃の必要性を認め市会の一級議員十六名は政友・刷新両派からそれぞれ八名ずつ選任することを知事立会いのもとで実施すれば、両派の衝突をさけ、円満に問題を解決することができると考え、協調案を提出していた。大選挙区を前提とするこの案に刷新派は同調するかまえをとっていたらしい。また政友派のなかからもこれに賛成する者もあらわれ、いよいよ実行する段取りをとろうとしていた（戸井嘉作『横浜市政夜話』）。

ところが、すでに述べたように市当局の原案などが否決され、この間荒川市長が病気を理由に知事をへて内相に辞表を提出

する経過のもとで、知事は横浜市の選挙区条例廃止案の議決にたいして不認可の指令書を送付してきた。十一月八日のことである。

横浜市政と県政

荒川市長の辞表提出の理由は、斉藤助役の市会での説明によると、「立憲治下に於て行政を処理するに當つて、容易に此議會の意見を無視すると云ふことは採るべき策でない」という考えかたをとっていたからである。市会の議を尊重すれば、市長自身の所信を捨て進退を決めざるをえなかった（『横浜市会速記録』大正二年）。これも立憲政治の気運のなかの一つの対処のしかたである。ところが、刷新派にしてみれば市長のこの態度に冷水を浴びせるかっこうで、しかも選挙区条例廃止案議決にたいする知事の不認可指令書も、また自治権にたいする非立憲的な干渉と受けとめざるをえなくなったのである。

おそらく、大島県知事のこの措置は、原内相の意向をくんだものであり、選挙区廃止の動きは「憲政派が関東地方に党勢を伸長する予備運動」の一つとしてとらえていたからであるという（戸井嘉作『横浜市政夜話』）。一説には、この処置は赤尾議員らと密接な連絡をとり、選挙区条例改正の原案の再議を画策していた水野鍊太郎内務次官の画策からでたというふうにもうけとめられていた（『横浜貿易新報』大正二年十一月二十三日付）。

このため、横浜市政は混乱状態におちいついていった。というのは、知事の指令書に憤激した刷新派の二十七名は十一月十一日に全員議員を辞職したからである。そして、辞職した議員たちは、その日に横浜市の有権者に自治権擁護のアピールを送付した。その宣言の内容は、選挙区撤廃の建議の趣旨とその審議決定の経過を述べ、不許可になつたいきさつにふれながら知事の措置について「神聖なる市会の決議が党略の犠牲に供せられたりとせば如何、事茲に至つて最早道理の争ひに非ざるなり」と述べて市会議員の職務をまっとうすることができないと、その苦衷を訴えた。そして、この二十七名は、あわせて「吾等は

既に意を決せり、吾等の決意は牢乎として抜く可からざるなり、吾等若し市民諸君の後援に与ることを得ば、今後も亦た挺身以て市の汚辱を拭ひ、併せて将来の発展を期することに、其余力を存せざらんことを誓う」と決意をしめしたのである（『横浜貿易新報』大正二年十一月二十三日付）。

こうして、横浜市の選挙区問題は、いっきに自治権擁護の争点に転化していき、刷新・政友両派の抗争もしのぎをけずるようになつていった。しかも、荒川市長の辞職も内相によつて認められ、市長代理の斎藤助役のもとで、かつて否決された選挙区改正条例と同じ内容の改正条例が、県参事会の代

●自治権擁護大演説會

▲天下義憤の大爆發
▲市民公憤の大噴火

原内相、大高知事によりて横濱市に加へられたる自治権蹂躪の暴行は事決して一地方の問題ならず實に帝國憲政の危機に關する重大問題なりとて既に中央政界に大議論の勃發を見たる次第なるが右に關しては在野政黨各派の間に於ても慎重なる注視を怠らず仔細に調査の歩を進めつゝありと聞ける折柄遂に問題の中心地横濱に於て我邦政界の彗星尾崎行雄氏以下政友俱樂部の諸名士、民黨に左る者ありと知られたる増田義一氏以下の國民黨志士により今十八日左の通り第一回の大演説會を開催さるゝ事となれり

- 今十八日午後五時會場 松ヶ枝町角力常設館
- 出席辯士 尾崎行雄氏 林毅陸氏 菊地武徳氏
- 増田義一氏 高木正年氏 鈴木梅四郎氏

『横浜貿易新報』の演説會案内 大正2年11月18日付から

区改正条例と同じ内容の改正条例が、県参事会の代決と内相の許可をへて十一月二十六日に制定されたので、政争はひとときわ激しさをくわえることとなつた。

こうしたなかで、刷新派は、野党や新聞記者の応援をえて自治権擁護運動をくりひろげていく。十一月十三日には、市内の浜港館で刷新派が同志大会を開いたのははじめ、その前後に元町・神奈川・本牧をはじめいたるところで町民大会や自治権擁護演説會を開くほどこの問題は市民の関心を集めていた。

こうして十一月十八日には、松ヶ枝町角力常設館で、政友俱樂部の尾崎行雄・林毅陸、国民党の増田

義一・鈴木梅四郎らの代議士を弁士に迎え、自治権擁護の大演説会を開き、十二月六日には京浜新聞雑誌記者大会を開き、「神奈川県知事大島久満次の非立憲的行動は県治市政を紊乱するものと認む」という決議を行った。そして、この日出席した三十余名を代表して、実行委員牧内元太郎・山下精吾・田中邦繁・服部一郎・宮城藤平・日比野重郎は十五日に大島知事をたずね、知事の行為は非立憲的ではないかと問いただし、知事は監督権を行使したにすぎないと応酬するなかで、委員は辞職を勧告した。また、この間通常県会でも知事の責任が問題になり、最終日の十二月二十四日には、大島知事不信任案が提出された。この不信任案は、政友派議員の退場で定数不足となり成立をみなかったけれども、自治権擁護の輪は県政の場にもおよんでいった（『横浜市史』第五巻上）。この立憲政治の基礎となる自治権擁護の運動は、大正時代の地方政治のありかたをめぐって一つの先鞭をつけることとなった。そして、この動きは横浜市の市民のなかに自治にたいする関心を高めていくもう一つの大きなきっかけになっていたようである。

三 立憲政治への底流

自治権擁護運動
 横浜市の刷新派は自治権擁護運動をくりひろげるなかで一九一三（大正二）年十二月十六日に大隈重信を来賓に迎え、横浜自治倶楽部を結成した。その狙いは次のとおりである。

横浜自治倶楽部は横浜市の自治権を其危きに擁護し、進んでは又商工立市の市是を遂行し、以て大横浜の建設に資するあらん事を期するものなり。故に本倶楽部の執の政党政派に対しても固より何等の關係を有するものに非らず。唯だ横浜市民として切に市の繁栄進歩を希ふがために、一致戮力、市政の改善と向上を期せんと欲するのみ。

第1章 第1次大戦と県政

第1表 横浜市市会議員選挙結果

		第1選挙区		第2選挙区		第3選挙区		第4選挙区		第5選挙区		計	
		当選者	得票数	当選者	得票数	当選者	得票数	当選者	得票数	当選者	得票数	当選者	得票数
一級議員	政友派	5	10	3	35	0	0	0	(2)	1	2	9	47 (49)
	自治派	0	0	1	9 (16)	3	9	2	6	1	2	7	26 (33)
	中立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二級議員	政友派	1	14	3	140	2	49 (64)	1	37	1	46	8	286 (301)
	自治派	2	24	1	61 (82)	1	22 (41)	1	60	1	55 (99)	6	222 (306)
	中立	0	0	1	35	1	23	0	(27)	0	0	2	58 (85)
三級議員	政友派	1	285	2	547 (750)	1	306 (514)	0	(207)	1	244 (391)	5	1382 (2147)
	自治派	2	602 (872)	2	541 (832)	2	799	1	475	2	491 (780)	9	2908 (3758)
	中立	0	(56)	1	246	0	(148)	1	352	0	0	2	598 (802)

- 1) 『横浜貿易新報』(大正3年1月29, 30日付), 『横浜市史』第5巻上から作成
 2) 各選挙区の得票数のうち()内の数字は候補者のうち落選者の得票数を加算した数である

この文章は発会式の当日の趣意書の一節で、自治倶楽部の活動の目的を示した部分である。倶楽部の当面の活動目標としては、市費の節約、市の財源の涵養、一般市民の負担の軽減をはかることにおいていた。そして、規約の第二条の「本倶楽部は時勢の進運に伴ふ進取的方針に則り市政の改善と市の進歩繁栄を企図するを以て目的とす」という構想のもとに、会員の資格をひろく横浜市民に開いていたのである。すなわち、第七条に「本倶楽部に入らせんと欲する者は横浜市民にして委員の紹介あるを要す」と規定していたのである。この横浜自治倶楽部の発会式には三千余名の会衆を集め、盛況をきわめたというが、その席上、大隈重信は「恰かも帝国の文明が横浜を通じて全国に及ぼせる如く、諸君の奮起が帝国全国の政治的自覚を促がすに至らば、国家の幸福何物か、之に如かんや」と演説して参加者を鼓舞激励した(『横浜貿易新報』大正二年十二月十七日付)。

横浜自治倶楽部の結成は、商工業の発展をうながしな

がら市政の自治権を確立していくうえで、大正の新しい時代を切り拓いていこうとする試みであった。しかも、この運動に市民の自覚と参加を要請し、まさに大衆的規模で政治の刷新をはかっていこうとしたところに積極的な意味があった。以後、横浜市では刷新派は自治派と呼ばれるようになった。

自治派の活発な運動によって、横浜市は新しい政治の季節を迎えていた。すでに、旧刷新派の辞職により横浜市の市会は成立をみるのが不可能となり、補欠選挙の問題がもちあがっていたが、一九一四年一月が市会の定期改選期にあたっていて、しかも新市制のため市議会議員の総選挙が行われることになった。

この年の一月二十八、二十九の両日に行われた市議会議員選挙の結果は、第一表のとおりである。この選挙は全体として自治派友両派が二十二名ずつの同数の当選者を獲得し、中立系の四名も両派に分かれるという、まさに勢力伯仲の結果をもたらした。選挙まえの予測の刷新派自治派の優位はくつがえった。たしかに選挙結果調べではそういうことがいえる。しかし、表によってその内容をとらえなおしてみると、そこに自治権擁護の反応が一つの大きな底流となつて脈打っている事実を知ることができる。たしかに、市の中心部を構成する本町・相生町・山下町・元町にかけての第一選挙区、伊勢佐木町・長者町・賑町・山吹町・石川町などを範囲とする第二選挙区においては、富有な上層の有権者によって選出された一級議員、あるいは二級議員は政友派が優勢であった。しかし、一級議員の場合でも第三選挙区から第五選挙区にかけては、形勢としては、概して刷新派自治派に有利に展開していた。そればかりか、二級議員の有権者層は第二・第三選挙区以外は、第一選挙区を含めて、刷新派自治派に傾き、三級議員を選出する中小商工業者の有権者の多数は、各選挙区とも刷新派自治派を支持していたのである。この事態をみてとつた刷新派自治派系の線にたつ『横浜貿易新報』は、「官権と金権」の濫使妄用のさまを暴露し非難しつつ「横浜市民の真の与論は、横暴なる官権と朋党との大威嚇を以てしても、未だ正義を棄つる程に墮落せずと謂ひ得べき

にあらざや。故に曰く正義は未だ全く亡びざるなり」と論評していた（『横浜貿易新報』大正三年一月三十一日付）。

商工業の振興と刷新派 商工業の振興と立憲政治の実をあげていくことは横浜市においてきりはなせない関係にある。しかも自治の理想を実際の政治の場に生かしていくその推進力は選挙を通してみる限りにおいて、中小商工業者にかかっていた。

一九一四（大正三）年一月の横浜市の市会議員選挙は「活発な政戦」がくりひろげられていたとはいえそのことをはっきりとしたものがたっていた。

ところで、市会を「地域の名門豪家の独占」から解き放ち「茶話会を要する市会」「討議を軽視し且つ嫌悪する市会」「低調なる市会」をどう克服するかということがとりざたされてきた（『横浜貿易新報』大正二年九月十九～二十一日付）。しかし、ようやく横浜市会は「向上進取の精神に充ち」「横浜市の新運命」を開拓する気運がたかまってきているのに、市会そのものは、かならずしもそうはいかなかったようである。市会は、新しい風を求める市民の希望とは異なって消極化し、沈滞していたようである。事実、荒川前市長の後任には、この年六月に安藤謙介が政友・自治派の話し合いで就任することになった。安藤は一時外交官をつとめ、内務省にはいり、千葉、愛媛、長崎の県知事を歴任した政友会系の知事として知られていた。その安藤は、山本権兵衛内閣から大隈重信に政権のバトンが移って、神奈川県の大島知事と同様に休職になったばかりであった。

市政の改革を望み、横浜の発展を期待する市民の意向にそぐわない市会の動きは横浜市の財政の伸びがたちおくられていることにもよっていた。そのために、県会でも問題になっていた公共施設の整備も難渋をきわめていたのである。このうち、開港記念横浜会館は、一九一四年の九月から三年を費やして一九一七年の夏には開館式をあげるところまでこぎつけた。この年七月一日の開港記念日に行われた開館式には大隈重信前首相、徳川家達貴族院議長が出席した。他方、横浜市の商工業発展にとって不可欠である工業試験場商品陳列所をめぐるのは、政友派の反対により市会で紛糾し続けていた。そこで、この問題をめ

ぐつては、一九一四（大正三）年暮、県会が終了したあと刷新派議員は羽衣座に郡市連合政談演説会を開いて県会報告を行い、政友会が商工振興の県是、市是を党利党略の犠牲として非難した。この県会報告は、横浜ではじめての試みであったといわれている（『横浜市史』第五巻上）。この商品陳列所設置については、市会で建議案がつぶされたいきさつがあるが、それでも翌一九一五年には政友派も、これまで財政面から反対してきたが設置そのものに反対したのではないという意見が提出されて、この年の春には商品陳列館設備調査臨時委員を設けるところまでこぎつけたのである。そして一九一六年の夏には、調査委員会は市商工課を拡張して経常費一万円を計上して調査指導にあたらせることにした。この間工業化のなかの横浜において、商工業の発展をはかる動きと関連して図書館の設置、水資源林の買収、横浜商業学校の市への移管と高等商業学校への昇格を推進するという問題が提起されていた。このような問題は、時代の趨勢から生みおとされたものである。

横浜の商工業の発展をいかにするか、また、政治の刷新をどのように実現していくかというムードのなかで、刷新派自身は勢力をのばしていった。それは大隈政権をうしろだてとしていたが、一九一五（大正四）年三月の総選挙では市部・郡部とも刷新派の勝利に終わった。この選挙では市部・郡部をあわせて立憲同志会五、大隈伯後援会一の六議席で、政友会は二議席にとどまったのである。また、この年の九月の県会議員選挙でも、横浜市では刷新派・非政友は八名となり政友派は五名、郡部では刷新派十六名、政友派が十名で、いずれも刷新派の圧勝に終わった。

もちろん、選挙は時の政権のいかんによってその政治地図は大きく変わる。一九一七年の総選挙では、寺内内閣のもとで準与党の政友派は、市郡をあわせて現勢を維持したのにたいし、刷新派の憲政会は三議席を失っている。しかし、こういう浮き沈みの変化はあっても、大戦下の社会問題の噴出と経済発展をどうはかっていくかという課題をめぐって、国民の承認と同意をうるような政治のありかたが地域で具体的に必要になってきた。

第三節 立憲政治と地方改革への動き

一 「国民の政治」への道

たかまる立憲政治への関心 横浜市を舞台とする刷新派ニ自治派と政友派を中心とする対抗は、工業化の問題を背景としているだけに熾烈はげをきわめていた。この関係は、一見政友党派の党利益をめぐる争いのようにみえたが、しかし、立憲政治

のありかたについての県民の関心を集めつつあり、政治にたいする民衆の自覚もすこしずつ高まりつつあった。

たとえば、一九一五（大正四）年三月の総選挙のころには、もともと政友派の勢力が強かった県下の郡部では、この数年来島田三郎代議士が遊説を重ねてきたこともあって、刷新派を核とする立憲同志会系の勢力が伸びていったという。ちなみに、この総選挙では郡部刷新派は小泉又次郎・山宮藤吉の前議員に戸井嘉作・川井孝策をくわえて四名の公認候補を立てた。また、横浜市内では、横浜自治倶楽部は島田三郎のほか平沼亮三を候補に推し、政友会打破の気炎をあげた（『横浜貿易新報』大正四年三月一日・四日付）。選挙の結果は、市部では、平沼・島田が当選し、営業税廃止運動に反対してきた政友会の若尾幾造前代議士は落選した。そして郡部では、戸井・小泉・山宮・川井の四候補が一位から四位までを独占し、政友会は、五候補のうち、佐藤政五郎・杉山四五郎が当選したにすぎなかった。このように大隈内閣の与党として立憲同志会五、大隈伯後援会一と与党が六議席をしめたのにたいして、政友会が二議席にとどまったのは、郡部刷新派が、戸井は橋樹・久良岐両郡を、小泉は三浦・都筑両郡を地盤に立ち、足柄上・下両郡の有志がそれぞれを応援し、山宮・川井はともに高座郡から立ち、中・愛甲両郡の

有志がこれを支援するという、地盤割りを行っていたからである（『横浜貿易新報』大正四年二月十日付）。

また、この年の九月の県会議員選挙でも、刷新派・非政友は政友派の十五名にたいして二十四名の絶対多数をしめ、選挙まへの政友派の優位は逆転していった。もっとも、選挙による政党政派の勢力配置は、時の政府の与・野党の違いによって異なってくる。寺内内閣下の一九一七年四月の総選挙では、横浜市においては政友会若尾幾造がトップで返り咲き、島田三郎は当選したが平沼亮三は落選し、郡部では、刷新派系は小泉又次郎・戸井嘉作は当選したが山宮藤吉・川井孝策は落選し、政友派は現勢を維持したものの、立憲同志会の後身である憲政会は三つの議席を失った。しかもこの選挙では政府系の無所属として小塩八郎右衛門・松本剛吉・中川隣之助が立ってそれぞれ当選し、松本・小塩・中川はそろって寺内内閣の与党である維新会に参加した。松本は小田原町の古希庵に居をかまえる元老山県有朋のもとに出入りしていた情報通であり、田健治郎通相の秘書官であったが、その松本は、この選挙で田が大奮闘し彼自身がそれを補佐したことを日記にしたためていた（岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治松本剛吉政治日誌』）。それだけ時の政府が選挙にテコ入れしていたことが知られ、政党の抗争もつのにのっていた。しかし、このような事態にもかかわらず立憲政治の道は広がっていた。

政治争点になる

県政や市政の場で立憲政治の軌道をしていこうとするその推進力になっていたのは、主として横浜市地方自治改良の例をとってみても、刷新派Ⅱ自治派であった。この刷新派は、中央政界における立憲同志会Ⅱ憲政会の

政党の線にそって行動し、市部から郡部にかけて政友派と対抗しながらその影響力をもちはじめていた。そしてすでに、神奈川県刷新倶楽部は、あの護憲運動のさなかで、小泉又次郎・山宮藤吉代議士をはじめ県会議員、各郡の有力者が参集して政友会と戦い「憲政済美の爲め其の大政」につとめるよう決議を採択した。そのうえで、刷新派の有志は、市部・郡部をあわせて、当時、やがて立憲同志会を名のる新党に入党し、その支部設置のために各郡で準備委員を選び、その実行に着手すること



茅ヶ崎町役場の前にならぶ町の幹部たち

水越梅二氏蔵

を決定したいきさつがある（『横浜貿易新報』大正二年二月五日、四月六日付）。それだけに政友派と立憲同志会＝憲政会派の政党間の競合は、憲政のありかたをめぐる、しのぎをけずらざるをえなかった。

こうした政治状態の推移のもとで、政党間の対立もたてまえとしての「正邪」の争いとしてではなく、「主義政見」をもって争わざるをえないということが意識されるようになってきた。たとえば、一九一五（大正四）年三月の総選挙で、山宮藤吉は衆議院議員候補者として、「政は正なり国利民福」をはかることにすると主張して「政党たる以上主義政見を以て戦はざる可からず」と述べていた。『湘南タイムス』（大正四年三月二十五日付）に載っている山宮の主張は、「自党の為に利益」をはかり「自利を本位」とする政友会を攻撃しながら、「見識を以て政治上に尽瘁する」決心であるという選挙運動の一文である（『茅ヶ崎市史』2資料編）。にもかかわらず、ここには、大正時代にはいつてからのデモクラシーの雰囲気が出発運動のなかにあらわれている。

このような地方政界の動きのなかで、地方自治の改良が政治問題

の重要な焦点にすえられてきた。また、そのために尽力してきた人びとが各地に存在したはずである。茅ヶ崎町出身の水越良介もまたその一人であった。蜻蛉生「地方自治の貢献者水越良介翁」(『法政新聞』昭和三年六月五日付)によると、水越は明治前期から、高座郡赤羽根村外三か村戸長をふりだしに松林村村長を歴任し、高座郡会議員、そして一九〇三(明治三十六)年に神奈川県会議員となり二期県議をつとめて、その後一九二〇(大正九)年一月、茅ヶ崎町長に就任するという経歴の持ち主である。この間、衆議院議員の候補者を何回となく奨められたが、これを固く断って地方自治の確立のためにつくしてきたといわれる。水越は、地方政治家として明治前期の改進黨派か刷新派の主要な人物として活動を続け立憲同志会の結成にさいしては創立委員となった。その水越は、県会議員としては小泉又次郎・近藤市太郎などと相はかって刷新倶楽部を組織し、「乱脈の極、累卵の危きにありたる神奈川県政を改善刷新し、地方自治の円満なる發達」に努力したという。また公共事業に関しては、戸塚・保土ヶ谷間国道坂路開鑿をはじめ交通・教育の開發に奔走し、「郷党開發」と「県政自治」のために尽力し、徳望を一身に集めていたようである。後年水越が茅ヶ崎町長に就任したのは、紛擾と頽廢せる同町の町政を匡救するためであった。そして町長に就任後、水越は乱脈をきわめた町政を建てなおし、その後の町政發展の基礎を築いたという(『茅ヶ崎市史』資料編)。

地方自治の開發は、立憲政治が実を結んでいくかどうかの鍵となっている。「憲政済美」が政治の大きなスローガンになっていけばいくほど、地方改良・改革への関心もまた高まってきていたことは事実である。そうした風潮は、また地域の内側からも形づくられてつあった。

二 地域ぐるみの環境改善

工業化と地方利益

村や町から改革をもとめるのは、時代の流れである。とくに、大工場が進出している工業地帯にぞくする村や町では、人びとの生活をおびやかすような問題が噴出していった。大工場が進出しはじめ、埋立事業が行われ工業化の嵐にまきこまれた橋樹郡川崎町（現在 川崎市）およびその周辺の村々の地域も例外ではなかった。その川崎町の東北よりに、東京府と神奈川県の間をききっている多摩川が流れているが、この川をややさかのぼっていくと御幸村がある。

その村会議員秋元喜四郎は、一九一四（大正三）年九月なかばのある日、多摩川の築堤請願をはじめて十年以上たつけれども、問題解決のあてもないので、いっそのこと、関係村民が大挙して県当局に迫り、初志の目的を貫徹する以外に方法はないと考えていた。

この御幸村上平間から中原村上九子にいたる沿岸一帯には堤防がない。このことが、御幸、日吉、南・北加瀬、住吉、鹿島田、江ヶ崎、小向、小倉、町田などの沿岸の村々の戸数約四千、住民二万余を長い年月にわたって苦しめてきた。それにひきかえ、対岸東京府の矢口・調布のほうは、地勢が高く自然の堤防をかたちづくって被害をまぬかれている。しかも、川崎をはじめ多摩川・鶴見川の下流沿岸地域は、京浜工業地帯の第二の発展期にはいり、そのため下流の排水速度も減じ、上流も完全な堤防をきずかないかぎり、被害はますます大きくなる恐れがあった。秋元は、矢島七蔵・榎本勇次郎・鳥養仁一・斎藤林蔵らとともに、この七、八年来、関係諸村の村びとの連署をえて県費支弁による築堤の陳情を再三くりかえしてきた。県もそ

れを了解はしていた。しかし、その経費は莫大な金額にのぼり手のうちようもなかった。また、無堤地であるからその「旧慣」に従うという国の方針をくつがえすこともできる徳川期の代官の捺印のある「堤防の存在せし」一葉の地図も、上平間からでていた。しかし、らちがあかない。多摩川堤防を国の費用で改修せよという声がわきおこったそもそのはじめは一八八三（明治十六）年六月にさかのぼる。その先頭に立ったのは長尾村の若き自由民権家で県会議員の井田文三であった（川崎歴史研究会『やさしい川崎の歴史』）。しかも、一九〇〇年以来、関係町村の「河川改修の早期実現」についてのたびかさなる請願を一蹴して、一九一〇年政府の臨時治水調査会は多摩川の改修を第一期の国の直轄事業からはずしてしまったのである（『川崎市史』）。

ところで、築堤問題に関する東京府との交渉について、前年の一九一三（大正二年）八月、大洪水を受けたとき、御幸村村長、齋藤林蔵他十一か村の関係者が、ただちに緊急協議会を開いて新堤築造請願書を県当局に提出していた。その内容は、「御幸村上平間・中丸子及下沼部ニ渉ル一千二百一間及中原村上丸子三百六十間合セテ一千五百六十一間ニ堤塘ヲ新設シ上下ノ堤塘ト接続」させようとするものであった（『川崎市史』）。ところが、県から回答をひきだすことができなかつたのは、神奈川県が東京府と交渉したところ、「旧慣」を容易に改正するのはできないから、堤防のないところは無堤地としのばせるという方針を東京側が盾にとって異議を唱えていたからであった。

秋元が村民による大挙陳情、もはやこの手しか残っていないと決意せざるをえなかつたのもむりはない。この年の九月十五日、秋元は、町田・北加瀬・江ヶ崎・鹿島田・日吉などの村代表と県庁への請願デモンストレーションの実行方法を協議し、「大挙して県庁に歎願すべし」と議を決定して次のようにとりきめたのである。

- 一 九月十六日午前二時出発の事
- 一 服装は羽織を用いざること、草鞋をはき目印としてあみがさをかぶること

一 進路は各字の随意とすれどもなるべく警官の目をさけて目的地に達するようにすること

「アミガサ事件」

村々の行動隊は、十六日未明に県庁に向かつて出発した。このときのもよみを当時の新聞は、こう報じていた。「十六日午前二時に村会議員秋元喜四郎、日吉村村長深瀬啓次郎、御幸村村長小島晋淵の三人を先頭に村民約千数百名が結束し、御幸村にては前夜宣戦奉告祭をかねて三百余名が村社境内へ勢揃いをなし、日吉村では大字小倉の無量院へ集合し、住吉・町田の二村は各鎮守境内に集まり、各自部署を定めてひそかに出発し警察の警戒を避けて間道をたどっていった」(『横浜貿易新報』大正三年九月十七日付)。

各村十五歳以上のすべての男子が参加し、そのいでたちは、わらじをはき、握り飯のはいたふろしきづつみをたすきにかけ、アミガサをかぶるといふふうであった。それぞれの隊は、川崎署の警官の張る非常警戒線をさけるために、日吉村より濁流が渦巻く鶴見川を胸までつかりながら渡るといふ危険をおかしながら、大きくうかいして県庁に向かった。途中で警官に阻止された隊をのぞいて、県庁に達したその数はおよそ千名。このありさまをみた県警察部は、かれらに横浜公園に集合することを命じ、十名の委員を選んで陳情することを提案した。このとき公園に集合した村びとの情景を、さきの『横浜貿易新報』はさらにこう描写していた。

一団は御幸・日吉・町田三村の者を主とするが何れも胸先迄水に浸りて濡れ鼠となり一様に風呂敷包を背負ひ草鞋を踏みならしめ編笠を戴き四里の難路を急ぎたる名残りを止めたる姿哀にも亦勇しく見受けられたる

このように、気迫のこもった雰囲気をただよわせるような村びとを残して、秋元をはじめ深瀬日吉村村長、小島御幸村村長ら十名は、県庁内で石原知事と面接した。知事は、その席上、水害については心から同情し「築堤急施の必要」を認めその方法を調査研究中であるが、内務省・東京府との関係もあって確約することはできないと述べ、明年度の予算計上の件につい



堤防をつくるための郡民大会

川崎市教育研究所蔵

ても確答をさけた。そして高圧的に大挙陳情は不穏でけしからんとどなるだけで、代表たちがこもこも立って、この数年来の惨害を説明し、築堤は村びとの死活にかかわる問題であるから、ただちに実施してほしいと熱望したが、知事は、ついに責任のある答えをあたえないで退出してしまっ

た。
 とりのこされた代表たちは、知事に誠意がないと評議して、県庁を退出し、村びとにその経過と始末を報告し、村に帰ったうえ対策を練りなおそうと提案した。「当局の不誠意」に、村びとは憤慨した。一部の者は、解散するどころか激昂し、秋元の説得でようやく重い腰をあげたといわれる。

この「アミガサ事件」と呼ばれる行動は、知事の態度によって問題解決への展望さえつかむことができなかつた。しかし、この事件は、神奈川県政をゆさぶり、具体的に運動をすすめていくうえでの大きな契機になっていた。

この事件の後の九月十九日、市村橋樹郡長は、被害関係村の代表を郡役所に集めて多摩川築堤期成同盟を結成した。この協議会にさきだち、傍聴のため参集した総代資格のない村びとの発言権をめぐって郡当局がこれを

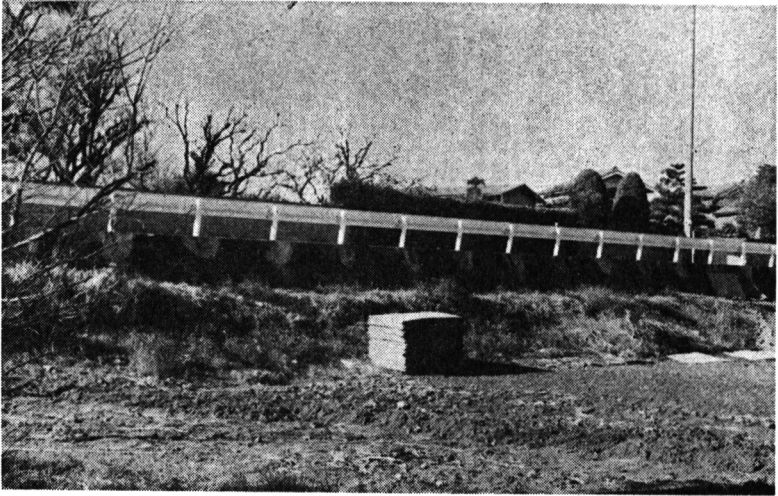
規制したため、かれらは、県知事とともに郡長までも「被害民に温情なく誠意なきものなり」「我々村民を無視するものなり」といきどおり、ごたく一幕も演じられた（『横浜貿易新報』大正三年九月二十日付）。

それほどまでに、村びとは、心底から怒りにもえて築堤にこぎつけなければと決意を固めていた。期成同盟会は、その後、対岸東京府に実情調査を要請したり、沿岸調査を行った。こうしたなかで、堤防をかねた郡道改修問題がもちあがったが、さまざまな運動利害が対立したまま、宙に浮いたままとなった（『川崎市史』）。それでも、地元で、多少のいざこざをみせながら、多摩川改修への基礎作業を具体化しはじめていた。それから約一年後の一九一五（大正四）年九月、有吉忠一が知事に就任するにおよんで事態は一変した。

「県民本位」に 有吉知事は多摩川築堤問題について一日も早く水害という「公害除去」をこうじる必要があると判断した。有吉忠一の「県政回想」によると、有吉は国が許可しなければ、知事の権限内と責任で、ただちに郡道改修工事のかたちで築堤工事を許可し、「河川法の施行区域外に里道を設けること」ということで、県費補助をあたえた。それは、例の無堤防地域にあたる御幸村上平間から中原村上丸子につらじる郡道を水害予防の目的で高くもりあげ改修しようとするものであった（資料編 11近代・現代(1)三三）。

ところが一九一六（大正五）年四月、着工にはいってまもなく、内務次官久保田正周が工事中止命令をくだしてきた。そのいきさつについて、有吉は自筆の「回想録」のなかで、こうまとめている。

高い道路とするのは言ふ迄もなく自然に堤防となる用意である。村民は大喜びで労働に従事した。所が其れを見て対岸の東京側が騒ぎ出した。神奈川の方に左様の築造をやられては、自分等の側が害を蒙むるといふのである。そのため毎日百人位の監視を繰り出して工事を妨害する一方、代議士高木正年、漆昌巖などという連中が内務省に運動して中止させ様とした。……久保田氏はその前東京府知事であった関係上



川崎市中原区中丸子に残る有吉堤

県史編集室蔵

東京側に同情がある。つひ目と鼻の間にある神奈川県的事なれば一応自分を召喚して能く其の事情を糺すことも出来るのに、それすら行なはず突然工事の中止を命じて来た。

内務省のいいぶんでは、工事中止の命令は河川法違反ということらしい。有吉知事は、郡道改修作業は法の適用範囲内であると抗弁したが、法の解釈は上級官庁が下級官庁のそれを拘束するのが行政法の原則であると判断して、やむなく工事を中止した。そこへもってきて、追いうちをかけるように工事撤去の圧力がくわわってきたのである。しかし、そのころ一木喜徳郎内相が台湾出張から帰京して、「道路としては認めず、堤防として認める」という裁定をくだしたので、工事は六日から再開され九月末に新堤が完成した。しかし、政府は、知事の「多摩川治水工事」にたいする態度はよくないと判断した。閣議の結果、有吉は、譴責処分を受けるはめになった。それほどまでに、知事の尽力をえたというので、この堤は、地元から、その後「有吉堤」と呼ばれるようになっていく。

多摩川改修運動はたしかに長い歴史をへてきている。たび重なる大洪水によって、そのつど甚大な被害をこうむり、水魔におびやかされてきた村びとと村の荒廃ぶりをみかね、地元を愛するゆえに、村々の有力者は政治の

つるをつうじて懸命に築堤運動をくりかえしてきた。「旧慣」尊重とか、窮状はわかるけれども河川法でどうしようもないとか、経費がかかるとか、国や県当局に、にべもなくことわられ、はねのけられても、かれらは執拗にくいさがってきた。こうしたなかで、「アミガサ事件」は、全村民の意思を結集した。運動への全村民の参加、そして関係町村の横のつながりの強化、それは、地域の底辺からのエネルギーの燃焼であり、周到な準備が重なりあって、県当局にゆさぶりをかけたのである。

このころ、全国いたるところで、それぞれの地域は、大なり小なり、川や山やあるいは気候にまつわる自然的風土から、社会・経済に関する多様な問題をかかえていたはずである。共同体をテコにして、かかえている問題を政治の場にそれなりにぶつけていくからこそ、まさに、自由の水脈は広がりをもせていたのである。この傾向が強まれば強まるほど、政治固有の場においては、「立憲思想」のムードがかきたてられていく。

これは、有吉知事が、譴責処分を受けたとき、かえって名誉であるところをええたと「回想録」のなかでふれている。その文章の一節に、「常に県民本位であり、県民のために公害を除き、県民のために公判を計り、管下の進歩繁栄と国陛下の御民の安寧福祉を造次顛沛も忘れたことはない」としたためていた。もしそうであるとすれば、「県民本位」「県民のため」という用語のなかに、実は、「立憲思想」の具体的投影を読みとることができるのである。そして、それを語らしめるのは、改造をめざして、「ものをいう」民衆が、社会の表面にあらわれてきたからではなかったか。こういうところに、「大正デモクラシー」が躍動していく根がひそんでいた。

第四節 米騒動と社会行政の展開

一 米価問題と米騒動

物価暴騰 と生活難

第一次世界大戦下の好景気のおかげで諸物価が高騰し、人びとの生活は苦しくなっていた。たとえば、一九一七（大正六）年、横浜市で徴収している小学校尋常科二十銭、高等科五十銭の授業料は、納入総額尋常科七千七百七十七円六十銭、高等科二万二千七百三十三円八十銭のうち、滞納額が三千三百二十四円におよび、前年度の滞納額、千三百八十三円八十銭の一・五倍強となっていた。もちろん「貧困者に月謝免除」の手段があるが、世間体もあって免除願いを提出しない向きがあり（『東京日日新聞』大正七年七月三日付）、こうした事例からみても、民衆の生活の落ち込みの一端を知ることが出来る。

こうして一九一八年八月には、生活難を訴える声は激しくなりはじめた。たとえば横須賀市で、「近來米価をはじめ必需品の大暴騰をもたらし、しかも「在港船舶少数となれる結果、商況不振」をきわめるといふありさまで、軍港として活況を呈してきたその面影も色あせはじめた。そのために、飲酒量は半減し、ほとんどの商店は使用人を減じて事業を縮小したり、一時休業をするほどで、「軍港の三越」といわれた雑貨屋も閉店すると伝えられ、料理店・待合・遊廓も事業を縮小、使用人の減少をしているところが少なくないという（『東京日日新聞』大正七年八月九日付）。

また、このころ、平塚町は中流以下の労働者がいちじるしく増えてきた新開地であるが、白米が一升五十銭を突破し、外米